

(仮称)静岡市市民参画推進条例素案

(仮称)静岡市市民参画推進条例

第1章〈総 則〉

1 目的

(例: 市民自治によるまちづくりの推進)

2 用語の定義

3 基本理念

(市民参画に関する考え方や姿勢を規定)

4 基本原則

(市民参画における守るべき共通ルールを規定)

5 実施機関の責務

6 市民の責務

●市政運営の原則…※自治基本条例第11条

市民参画の促進を通しての市民と協働による市政運営

・政策形成過程への市民参画 → 多様性・効率性

・新しい公共空間(協働領域)における公共サービスの担い手としての市民参画(協働) → 官から民へ

市民自治(小さな政府)によるまちづくり

第2章〈市政への参画権の制度的保障〉

7 市民参画手続の手法

8 市民参画手続の対象となる施策等

(自治基本条例第21条でいう「まちづくりに関する重要な施策等」を具体的に規定)

9 市民参画手続の実施における原則

(実施すべき手法、時期、結果の扱いなどを規定)

10 市民の意見等の市政への反映

(自治基本条例第22条(市民からの提案等)を具体的に規定)

14 市民参画実施計画の策定

15 市民参画実施状況の報告

市民自治推進審議会への報告
(実効性の担保)

《個別手法》

・市民意見提出手続(11~13)

※自治基本条例第21条(市民意見の聴取)

・タウンミーティング

・附属機関等の委員公募制

・ワークショップ

・アンケート調査

・その他の手法

(規則に委任)

市民参画方法の制度設計

第3章〈住民投票手続の規定(手続的保障)〉…※自治基本条例第26条(住民投票の請求)

16~21 住民投票に関する手続

・住民投票の実施請求権を有する者

・永住外国人の定義

・請求代表者証明書の交付

・住民投票実施請求資格者名簿の作成

・その他の手続に関しては、直接請求(地方自治法)による条例制定に関する規定の例によること

第4章〈雑 則〉

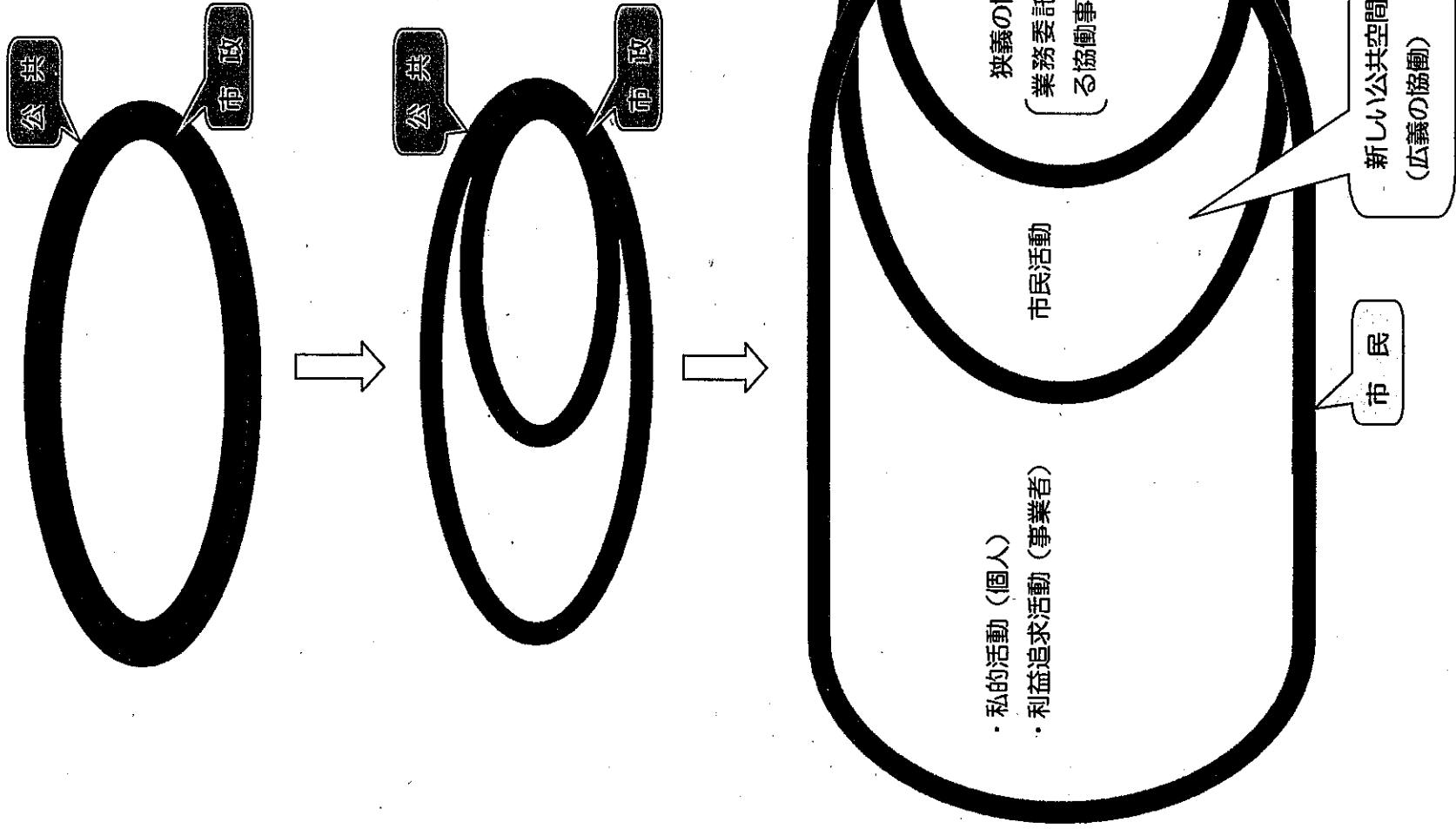
22 委任規定

(この条例で定めるもののほか、必要な事項は市規則等で規定)

※自治基本条例第10条(市政への参画権)

論点1 (資料1) に係る事項の図解シート

《 新しい公共空間の形成へのフロー図 》



・公共サービスは専ら「市政」が提供
・「市政」と「公共」の領域はほぼ一致

・少子高齢化の進展や市民ニーズの高度・多様化に伴う公共サービスの新たな期待 (=「公共」の範囲の拡大)
・財政や人材などの経営資源の制約 (=「市政」の守備範囲の相対的縮小)

「市政」と「公共」の領域にズレが発生

・業務委託や協定などのパートナーシップの確立に基づく協働による事業の推進 (狭義の協働の推進)
・新しい公共空間にて独自に公共活動をする多様な主体と市政との公共目的を共有し、相互に連携・分担する関係を構築 (財政的支援など=広義の協働の推進)
・公共的サービスの実施 (実施段階) のみならず、市政の立案、評面の各段階に参画 (政策決定過程への参画)
↓
市政と市民との多元的な協働による公共的サービスの提供により「公共」が豊かになり、生活環境の充実(まちづくりの目的又はその効果) が促進される。

「市民」の定義 (自治基本条例第2条)
・市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

市民活動とは
・市民が自発的かつ自主的に行う営利を目的としない社会貢献の公益活動をいいます。
↓
つまり、「市民」の定義から市民活動をとらえると、個人・市民団体 (NPO、ボランティア団体など)・事業者などによる多様な主体の公共的活動ということになります。